

立入検査・違反是正の実効性の向上について

令和8年8月6日
消防庁予防課

①立入検査のリスクベースドアプローチ

現行マニュアルにおける立入検査の実施計画の基本的な考え方

- 現行の立入検査標準マニュアルでは、「令別表第1に掲げる防火対象物が長期間にわたり立入検査が未実施とならないよう複数の視点から確認する体制を構築することが重要である。」とし、「火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物」とする防火対象物を「一定の期間内に優先的、かつ、重点的な立入検査を計画するため、あらかじめ入念な調査が必要である。」としている。
- 重点的に立入検査を行うべき対象物
 - ・ 消防法令に違反している防火対象物
 - ・ 特定一階段等防火対象物（避難階への避難経路が一つの階段しかなく、かつ地階または3階以上に不特定多数が利用する特定用途（飲食店、ホテル、店舗など）が存在する、火災時の避難が特に困難な防火対象物）
 - ・ 自力避難困難者が利用する防火対象物 等
- 防火対象物点検報告又は消防用設備等（特殊消防用設備等）点検報告の不備状況、過去の立入検査時における消防法令違反状況等を考慮した立入検査の実施計画を策定することも重要である。

また、関係行政機関との相互の情報共有・連携体制を構築するとともに、必要に応じて、合同立入検査を実施することも効果的である。

①立入検査のリスクベースドアプローチ

現行マニュアルにおける重点的に立入検査を行うべき対象の具体例

○ 重点的に立入検査を実施すべき消防法令違反として、以下の違反を例示している。

分類	主な違反の例
防火管理関係	・ 防火管理者の未選任 ・ 防火対象物点検の未実施又は未報告
消防用設備等関係	・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検の未実施又は未報告 ・ 消防用設備等が技術上の基準に従って設置されていないもの ・ 消防用設備等が適切に維持管理されていないもの
避難管理関係	・ 廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設に、避難の支障となる物件が存置 ・ 防火戸、防火シャッター等の閉鎖に支障となる物件が存置

○ 重点的に立入検査を実施すべき防火対象物の用途等として、以下の用途を例示している。

用途等	重点的に確認すべき主な着眼点
直通階段が一つの雑居ビル	避難経路の確保、防火戸等の維持管理、テナントごとの管理状況
量販店	商品の陳列・山積みによる避難障害、消防活動上の支障
個室型店舗	個室構造による避難の遅れ、避難経路・通報体制の確保
社会福祉施設	自力避難が困難な利用者等への対応、防火管理体制、訓練実施状況
工場	火気・可燃物・危険物等の管理、消防用設備等の維持管理
倉庫	物品の集積状況、火災荷重、避難・消防活動上の支障

<本部会における検討の方向性（案）>

⇒ 各消防本部における立入検査実施計画の策定状況が異なることを踏まえつつ、立入検査実施計画を策定する際の基本的な指針を示す方向で検討する。

②立入検査以外の効果的・効率的な実態把握の方法

現行マニュアルにおいて示されている立入検査を補完するその他の情報収集

○ 必要に応じて、規程等により実施体制を構築することが重要であり、管内の実情等に応じて適当な方法を検討することとなるが、以下の方法を挙げている。

- ① 警防調査等の機会を捉えた外観調査
- ② 関係行政機関との情報共有（建築部局、警察部局、保健福祉部局、衛生主管部局等）
- ③ 消防団、自主防災組織、防火クラブ等からの地域情報の提供
- ④ WEBサイト等を活用した防火対象物情報の収集
- ⑤ 広聴制度や公益通報制度を通じた利用者や従業員等からの通報受付

なお、情報収集の結果、防火対象物の用途変更、増改築等が疑われる場合は、速やかに立入検査を実施し、実態を把握する必要がある。

<本部会における検討の方向性（案）>

⇒ 各消防本部が実施している立入検査以外の実態把握の方法について事例を収集し、その効果や効率性、活用上の留意点等を整理した上で、立入検査標準マニュアルに反映することにより、他の消防本部への横展開を図る。

③違反是正期間の類型等に応じた標準的な目安

現行マニュアルにおける違反是正の期間等

違反処理標準マニュアル上、違反処理基準により警告、命令、認定の取消しへの移行基準及び時期の判断を示したものがあ一方、立入検査等により違反を覚知してから、どの程度の期間で是正を求めるべきかという標準的な目安は明示されていない。

	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
⑤ 防火管理関係違反（法第八条第一項）	1 防火管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第3項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）

事例／履行期限等
◎留意事項 ・防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 ・防火管理者再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防火管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防火管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防火管理者として再度選任し、又は別に甲種防火管理者の資格を有する者を防火管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。 ◎履行期限 2週間から1か月程度を目安とするが、防火管理者講習及び防火管理者再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。

<本部会における検討の方向性（案）>

⇒ 違反の長期化を防止するため、違反に伴う潜在的な危険性等に応じた標準的な是正期間の考え方を整理し、違反処理標準マニュアルに記載する方向で検討する。

【議題内容】立入検査の効率化、違反処理時間の確保及び査察計画の工夫等についての情報交換

1. 立入検査の対象選別による効率化

- ・ 危険性や重大性の高い対象物に重点を置いた対応が必要であるとの意見が多く見られた。
- ・ 優先順位を設定し、対象を限定することで業務の効率化を図っている事例が挙げられた。
- ・ 共同住宅については件数が多いため、不動産会社と連携し、一括して対応を行う取組が紹介された。

2. 立入検査に代わる簡略的な手法の活用

- ・ 業務効率化の観点から、郵送による是正指導を実施している事例が挙げられた。
- ・ 共同住宅への立入検査を省略し、電話調査により補完するなど、対象を絞り込む運用が紹介された。
- ・ 関係者への電話等による確認など、簡略的な対応方法が有効であるとの意見が挙げられた。
- ・ 軽微な違反についてはリーフレットの送付等により対応し、改善が見られないものについてのみ立入検査を実施する方法が共有された。

3. 人員・人材の確保と活用

- ・ 人員不足等の影響により、すべての防火対象物への対応は困難であるとの意見が多く見られた。
- ・ 再任用職員の活用など、多様な人材の活用による対応力の強化について検討の余地があるとされた。
- ・ 人員不足への対応として、交替勤務制の非番日や日勤日の活用が挙げられた。

4. 違反処理に係る時間確保の工夫

- ・ 初回の立入検査は当務日に実施し、その後違反処理に移行する場合は非番日を活用する体制が紹介された。
- ・ 時間外勤務予算の確保や人員配置の工夫（違反処理担当者の救急隊配置は避ける等）により対応している事例が共有された。
- ・ 重大違反の可能性が高い対象物を重点的に選定し、初回の立入検査時から必要な調査を整理・実施することで、速やかな違反処理を可能とする運用が有効であるとの意見があった。

5. 書類作成の簡略化

- ・ 違反処理に係る書類作成については、警告段階で終了する見込みの案件において可能な範囲で簡略化するなど、業務のメリハリをつける必要性が示された。
- ・ 警告書作成の簡略化により、違反処理に係る時間を大幅に短縮する取組が行われている。

消防本部における立入検査等に関する実態の把握について

消防本部における立入検査等に関する実態の把握について（案）

アンケート

- ・全国の消防本部に向けてアンケートを実施

ヒアリング

- ・アンケートを基に分析を行うとともに、大規模・中規模・小規模本部から数本部を選定し、より深掘りした内容をヒアリングする。

指標作成

- ・アンケート及びヒアリングを基に立入検査・違反是正の実効性の向上について検討

アンケート項目

立入検査・違反是正の実効性向上に関する調査

【主な調査項目】

①立入検査実施計画等について

- ・立入検査実施計画の作成状況
- ・立入検査の優先順位付けの考え方
- ・立入検査の実施頻度の設定状況
- ・定期的な立入検査の対象外としている対象物の有無 等

②立入検査以外の状況把握の方法

- ・立入検査以外の状況の把握の方法
- ・その具体例 等

③違反是正期限の設定

- ・是正期限の設定状況
- ・その具体例 等

実態把握

課題の抽出

論点整理

部会報告書 (案) 検討

第1回検討部会

- 令和7年度「高度・専門的業務における広域連携に関する検討について」（中間取りまとめ）で取り上げられた課題の検討
- 各消防本部へのアンケート・ヒアリング内容の調整（昨年度のヒアリング調査結果を踏まえ、深掘りする対象、調査項目及び方法を検討）

第2回検討部会

第3回検討部会